

企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等の概要

企業会計基準委員会 専門研究員 浅野匠彦
企業会計基準委員会 専門研究員 福江東晶

1 はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026年1月9日に、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という。）、企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」（以下「後発事象適用指針」という。）、企業会計基準第42号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（その2）」、改正企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する

会計基準の適用指針」（以下合わせて「本会計基準等」という。）を公表した。また、併せて、補足文書「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について」（以下「本補足文書」という。）を公表した。本稿では、本会計基準等及び本補足文書の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

2 本会計基準等の公表の経緯

我が国では、これまで後発事象に関する取扱いを定めた包括的な会計基準はなく、日本公認会計士協会（JICPA）により公表された監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報560実1」という。）において、定義や取扱いなどが定められ実務が行われてきた。一方、国際的な会計基準では、IFRS会計基準において、国際会計基準（IAS）第10号「後発事象」（以下「IAS第10号」という。）に取扱いが定められており、米国会計基準においても、

FASB Accounting Standards Codification（米 国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 855「後発事象」に取扱いが定められている。

ASBJ及びJICPAは、JICPAが公表した企業会計に関する実務指針（Q&Aを含む。以下「実務指針等」という。）をASBJに移管するプロジェクトを行った。この中で、2023年6月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」を公表し、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等の